

議 事 日 程 (3)

平成23年6月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 町長提出議案 第35号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 町長提出議案 第36号 芦屋町松本教育振興基金条例の制定について
- 第3 町長提出議案 第37号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について
- 第4 町長提出議案 第38号 平成23年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)について
- 第5 町長提出議案 第39号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第6 町長提出議案 第40号 芦屋小学校耐震補強等工事請負契約の変更について
- 第7 承 認 第2号 専決処分事項の承認について
- 第8 承 認 第3号 専決処分事項の承認について
- 第9 承 認 第4号 専決処分事項の承認について
- 第10 承 認 第5号 専決処分事項の承認について
- 第11 請 願 第1号 小学校6年生までの医療費の窓口負担無料化を求める請願について
- 第12 発 議 第4号 芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 同 意 第4号 固定資産評価審査委員の選任同意について
- 

【 出 席 議 員 】 (13名)

- |          |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 松上 宏幸 | 2番 内海 猛年  | 3番 刀根 正幸  | 4番 妹川 征男  |
| 5番 貝掛 俊之 | 6番 田島 憲道  | 7番 辻本 一夫  | 8番 小田 武人  |
| 9番 今井 保利 | 10番 川上 誠一 | 11番 益田美恵子 | 12番 中西 定美 |

---

【 欠 席 議 員 】 (なし)

---

【 欠 員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美      書記 井上 康治      書記 志村 裕子

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	狩集喜美子	総務課長	小野義之
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	松田義春	地域づくり課長	中西新吾	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	管理課長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

---

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

ただいま出席議員は13名で会議が成立いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、議案第35号から日程第12、発議第4号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それぞれの委員長から、審査結果報告書及び閉会中の継続審査及び調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

報告第9号

平成23年6月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

総務財政常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第35号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決

議案第37号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第39号 平成23年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案可決

報告第10号

平成23年6月20日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

民生文教常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第36号 芦屋町松本教育振興基金条例の制定について、原案可決

議案第37号 平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）について、原案可決

議案第 38 号 平成 23 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第 1 号）について、原案可決

議案第 40 号 芦屋小学校耐震補強等工事請負契約変更について、原案可決

承認第 2 号 専決処分事項の承認について、承認

承認第 3 号 専決処分事項の承認について、承認

承認第 4 号 専決処分事項の承認について、承認

承認第 5 号 専決処分事項の承認について、承認

請願第 1 号 小学校 6 年生までの医療費の窓口負担無料化を求める請願について、採択

.....

平成 23 年 6 月 20 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

総務財政常任委員会委員長 辻本 一夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事件 「企画調整に関する件」「町財政に関する件」「消防及び災害防止等に関する件」「税制に関する件」「建築及び土木に関する件」「河川に関する件」「道路整備に関する件」「芦屋橋に関する件」「国道 495 号線に関する件」「芦屋港湾に関する件」「上下水道に関する件」「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理由 調査不十分のため

.....

平成 23 年 6 月 20 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

民生文教常任委員会委員長 小田 武人

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事件 「戸籍等各種届け出及び申請事務に関する件」「保健、健康及び国民健康保険に関する件」「福祉政策及び介護保険に関する件」「環境政策に関する件」「公営住宅に関する件」「農業、漁業及び商工振興に関する件」「観光振興に関する件」「医療及び医療行政に関する件」「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理由 調査不十分のため

.....

平成 23 年 6 月 20 日

芦屋町議会議長 横尾 武志殿

議会運営委員会委員長 益田 美恵子

閉会中の継続審査及び調査申出書

本委員会は、審査中の事件及び所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査及び調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出

ます。

記

事件 発議第4号 芦屋町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

理由 発議第4号、本案については、議会改革、議会活性化にかかわる関連が大きいので、慎重審査を行う必要があるため

所管事務 「議会運営に関する件」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理由 調査不十分のため

.....

○議長 横尾 武志君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果等の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）の中の総務管理費の工事請負費、船頭町駐車場活用造成工事について伺います。

これは、質疑のときでも数点質問いたしまして、委員会付託になれば委員会でも慎重な審議をお願いいたしますという、こういったことを申しましたので、委員会での内容をお伺いいたします。

まず第1点目に、船頭町の駐車場活用事業造成工事、これは、駐車場を平地にするというふうに私は理解しています。

それと、船頭町の駐車場商業施設整備工事、これについては、駐車場に商業施設を誘致するという、こういったことだと思いますが、これについての関連についてのようになるのか、こういった論議があったのでしょうか。また、あればその内容を教えてください。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

ちょっとわかりにくいところあったんですけども、造成工事1,000万の計上につきましては、これまで全員協議会で数回にわたり、この計画について説明をされておりました。その内容の説明が執行部から、経過の説明が少しありました。したがって、私たちは、当委員会としましては、この造成工事にかかわる予算の妥当性について審議したということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目に、芦屋議会に商工会からスーパー等の誘致の要望、これはやはり文書でも出されております。しかし、質疑でも申しましたように、住民要求としてはどのくらいのニーズがあるか、またこういったことが明確にされてませんでした。その点では、どのような論議がされていたのでしょうか。その内容をご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

この消費者ニーズについてのご意見も委員会で出されました中で、執行部側からの説明としては、住民意識調査を行ったと。その中で、住民満足度が最も低いという結果と出ているということと、まず需要性が高いのでということで、そういう内容であったということの説明がありました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

最後の質問です。

町は当初、土地の売却を行うとしていたものが、土地の賃貸なり、最大として店舗建設して、最大1億5,000万で店舗を建設して賃貸しを行うという、こういったことになりました。土地の売却、賃貸では町の投資はありませんが、店舗の建設となると、町からの投資を行うこととなります。店舗の誘致に、やはり財政的な基本姿勢が大きく変化するのではないかとというふうに考えますが、町の土地貸しでは町のお金は使わないが、建て貸しでは町のお金を使うという、こういったこととなります。この点の論議は、どういった論議をされたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

この件につきましても、これまで全員協議会で、最初売却、それから賃貸、それから今回の建て貸しという流れになってきておりましたので、この件につきましては、今回のこの予算につきましては造成工事でございますので、この造成工事についての妥当性を協議したということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、議会運営委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議会運営委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。日程第1、議案第35号から日程第11、請願第1号までの各議案について、順不同により討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第37号平成23年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）に、賛成の立場か

ら意見を述べて討論いたします。

補正予算の船頭町駐車場活用事業造成工事は、駐車場に段差が大きく存在し、土地の一体としての使用が困難なため、平面にするために整地を行うための工事予算です。町が、商業店舗の誘致を前提とした中で提案されていると考えられますが、本来早急に行うべきであった整備事業です。今後仮に商業店舗の誘致が頓挫し、他の事業展開や施設の誘致を行う場合においても、平地に整備されることは絶対に必要な条件です。駐車場跡地整備は芦屋町のまちづくりにおいても重要なことであり、商業店舗誘致と切り離し審議するものと考えます。

以上のことから、議案第37号に賛成をいたします。

しかしながら、駐車場跡地整備に賛成するからといって、町が進めようとしている商業店舗誘致にもろ手を挙げて賛成するものではありません。商業施設誘致の問題については、住民の中には多くの疑念の声もあり、住民の大多数の合意を形成するには至ってないと考えます。

私は、誘致に賛成、反対ではなく、町の商業の活性化をいかに進めるのか、社会的弱者の生活を町がいかに支えるのか、芦屋町のまちづくりはどう行うのかの立場で考えるべきものと思います。その立場から問題点を指摘いたします。

第1に、当初売却の予定であった駐車場跡地が、最終的には町が最大1億5,000万円の店舗を建設し、賃貸することになったのか。駐車場跡地の売却、賃貸であれば町からの資金の投入はありませんが、店舗を建てての賃貸には、町からの資金の投入が行われることになり、同じ商業施設の誘致でも、町民の税金をつぎ込むという点から住民の関心は高まり、税金を投入することへの賛否はさまざまです。町は十分な説明を行い、なぜ店舗を建設し賃貸することになったのかを、プロセスを十分に明らかにし、住民の理解を求めることが必要だと考えます。

2点目に、船頭町駐車場跡地活用の事業の推進により芦屋町の商業、商店街がどう活性化し、どういったまちづくりが進むのか、商業振興ビジョンを町民に示すべきということです。商工会の要望では、スーパーの進出により周辺商店街への経済波及効果を期待しているようです。確かに一定の集客力はあるでしょうが、近郊の町では大型スーパーにより集客があっても、小規模商店への波及効果は及んでない事例が多く見られます。

また、町内の既存スーパーが2店舗あり、新たな店舗を含め3店舗の経営が成り立つことが必要となります。新たな店舗を誘致し、既存の2つのスーパーを存続させ商店街を活性化させる、こういったことを実現させる総合振興計画は、町は作成し実践することが求められます。町として商業の活性化、振興をどう行うのかを明確に示すことが必要です。

第3に、出店する店舗は、町の計画では最低でも15年間は営業し、賃料支払いを行わなければならないことになっています。もちろん長期に、持続的にそれ以上営業できることが望まれます。そうであるのなら、出店する店舗は地域に密着し、住民に親しまれ、芦屋町民に愛着のある店舗であることが絶対的な条件です。芦屋町周辺には、大型店やディスカウント店が多くあります。車のある人はその多くを町外の店舗で買い物しているというのが実態です。そうした町民を、芦屋町からスーパーをなくさないためにも、買い物は芦屋町でしようとさせるには、店とお客の信頼関係がなければできません。誘致を行う最初から、住民の中に大多数の合意がなく、無理に押し進めても、住民の中に店に対する信頼関係は生まれません。新たに出店する店舗が、長期に継続的に営業することができるためにも、町民の大多数

の合意の中で進めることが、最低限の条件となります。

以上、3点にわたって駐車場跡地利用の問題点を指摘しました。

私は、社会的弱者のためにお買い物難民を町が救済することは必要なことであり、町が責任を持って行うことには賛成です。しかし、町民の十分な理解が得られていないことを、無理に実行することには賛成できません。

この駐車場跡地利用計画は、町長の政治姿勢が問われている問題です。町長は説明責任を果たし、住民の大多数の合意を得るためにあらゆる努力を行うことを、早急に行うことを求めまして、賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

議案37号に反対し、反対討論を行います。

今、川上議員が後段で話されたような内容において、この37号議案については数項目の補正予算がありますが、この造成工事1,000万円の件についても、町の運命を来たすような大事なことであるということを考えて、反対いたします。

反対の2つの理由がありますが、1つ目は、図面、設計、地質調査のデータの資料が提出されることなく、造成工事予算の審議はできない、すべきではないという理由で反対いたします。

私は、総務財政常任委員会の委員として、この話を聞きました。そして、さきの3月定例議会にはスーパーA S Oの誘致に関して、施設整備、工事設計500万、造成工事設計200万、地質調査150万、合計850万円の議案が通り、そして建物の図面、設計、そして造成のための設計、そして地質調査のデータ、そういうものがその委員会で提示されないままに、この1,000万円の造成工事費の請負工事費を審議してください、いくなわけですけども、そういう図面や地質調査のデータがない中で、どうして審議できますでしょうか。私は本当に不思議でたまりません。よって、そしてまた委員会の中でも、そういう提示されなくても、そういう造成、先ほど辻本委員長が言われたように、造成に関する話であるからというように形で打ち切られてしまいました。

私は、やはりまだ議員になって、そんなに長く、本当少ないわけですけども、町民感情として、そういうデータやその設計がなくして、なぜ造成できるんだろうかと。もし造成期間中に、地盤の問題、さまざまなものが、問題が出てきたときにどうするんだろうというような気がしてなりません。よって、この37号議案の造成費用1,000万円の補正予算には反対します。

2点目ですけども、このたびの造成工事費用はA S Oスーパー誘致のための造成です。これはまだ今、川上議員が言われたように、その誘致にかかわらず、しない、するにもかかわらず、それは必要であるであろうということですが、この造成は、造成工事費用はそのA S Oスーパー誘致のための造成であるということでもあります。

したがって、私は、先ほど川上議員が言われたように、住民のコンセンサスが十分に得られていないのではないかと、というようなことを確かめるために、地域住民それから商店街近隣のお店、そういうところに現場主義で歩き回りました。

町長のマニフェストには、船頭町駐車場跡地へのスーパー誘致事業が町の中心市街地活性化及び地域住民の利便性向上を図るため、核となるスーパーを誘致しますというふうに書かれています。しかし、公金を使って建て貸ししてとは書かれていません。また、3月議会の169号によれば、今井議員の周辺住民のニーズを調査し

たことがあるかという質問に対して、企画政策課長が、周辺のニーズ調査はしていないが、総合振興計画作成時のアンケート調査では、中心市街地の整備、買い物について、住民の満足度が低いという結果が出ているので、ニーズがあるととらえていると答えています。私は、早速先ほど言ったように、正門町商店街、また周辺の店主、近隣の住民、スーパーしんえい地域の住民、そして山鹿地区、栗屋、大城、浜口、高浜、白浜、西浜、幸町、船頭町駐車場周辺、皆さん方に対して面接、それから電話による調査を行いました。

また、先ほどの総合振興計画作成時のアンケート調査、ここにありますが、このアンケート調査について、約2,000人でしょうか、こういう調査の中で、やはり近くにそういうスーパーがあってほしいとか、さまざまな意見が出ております。ハローデイやハローデイスーパー、それからそういう店が本当に活性化していただきたいとか、活気がなく町が栄えていない気がします。商店街の整備とみんなが楽しめる場所をふやすとよいと思います、正門通りの商店街をどうかしてほしい、暗過ぎるというようなさまざまな調査の結果、町としてはそういう商店街活性化、そして買い物難民の対策として、日夜考え、そしてこのような誘致の方向になったと思いますが、私はこの意識調査を見て、私は23年前の玄海レク・リゾート構想を推進したときの資料がこういうアンケートでした。私はこれを見てびっくりしたんです。こういうふうなことで誘致を推進していけば、いずれはあの玄海レク・リゾート構想のように、反対の意見や問題点や、そして町に対する不信感が出てくるだろうというふうに思われます。

私は新人議員です。全国町村議会議長会が出版した議員必携を新人議員はいただいておりますが、申し訳ありませんが、それを抜粋して読みたいと思います。

「議員は常に住民の中に飛び込んで、住民の声や心や知恵をつかみ、それを議員の声、心、そして知恵として。力強く代行する心構えが必要である。住民とともに喜び、住民とともに涙する血の通った信頼される行政ができるかどうかは、このような議員の活動にまつところが極めて大きいと言わなければならない。町村議会の議員は、町村政治における政治家である。政治家とは、常に地域の現状と問題点を考え、将来のあり方を踏まえて住民を指導する立場にある。指導するためには、それなりの識見と信念を持つことが要求され、これを行政に、また住民に訴えて説得しなければならないのである。

議会は住民を代表して重要な事件を審議し、決定し、行政を批判、監視する機関である。したがって、事由があれば批判、攻撃もまた問題についての追及もいかに鋭くてもよい」というふうなことが書かれてあります。

そういう意味で、私は現場に入っていました。そうしますと、消費者及び町民、それだけのお金があるならばという言葉の中に、特に山鹿地区、栗屋、大城地区、中心街から離れたところについては、多くの人が、町には余り買いに行かないと。水巻、高須、遠賀、岡垣の大型スーパーに下る、公金による融資は絶対反対だ、浜口、高浜の人は、なぜ浜口の町営住宅の跡地にスーパーを誘致しなかったのか、駐車場周辺の住民は、大洋フードかじやが撤退する前に何とかならなかったのか、高齢者、買い物難民の声として、近くにあれば助かる。いずれは買い物難民になるかもしれない、いいことだ。しかし、助かるが公金を使うことはないだろう。若い人がスーパーASOで買い物をするかね、車に乗れる人はやっぱり町外のスーパーに行くだろう。子どもや孫が郊外のスーパーで買ってきてくれるから大丈夫だよ。ASOが来ても買わないだろう。しんえい周辺の人の中には、意地でもしんえいに行くよ。

また、スーパーができたなら近隣の商店やしんえいはどう競合していくのだろうか、大丈夫なんだろうかという意見が多数あります。

そして、商店街の店主の声です。私がお店に行きます。私の訪問に非常に不思議がられます。すぐには回答されない方もおられましたが、私がゆっくり話していきますと、さまざまな回答を得ました。じり貧化していく商店街を何とか活性化していきたいと、本当にこのスーパー誘致が、本当に経営が成り立つのか。スーパーA S Oが来ても、町外から芦屋町に買い物に来る人はほとんどないであろうと。消費者の流れが中心街に来て、店を持つ者として喜ばしい限りだ、これは2点ありました。少しは活気が出るかもしれないが、店を持つ者として競合して勝てるか負けるかわからない。古くからの顧客が逃げなければいいかと心配しています。スーパーが来るのは賛成だが、何で公金を投じて誘致しなければならないのかわからない。町民の立場からすれば反対する人が多いであろう。自分も町民としての立場であれば反対である。町からも商工会からも、誘致に対して意見を求められたこともない、公金を使って建て貸しすることなどについても意見を求められたことはないという意見が多く、そしてスーパーA S Oが出店計画書ではじき出している1日1,000人の顧客数と、1日の客単価1,500円を示すと。フラップ、しんえいの顧客の半分以上集めても顧客数1,000人になることはないだろうと、疑問視するお店の人がありました。だれ一人として、1日1,000人の顧客数を信じる店主、住民はいません。なぜなら、芦屋町の人口は減少し、車社会の中、水巻、高須、遠賀、岡垣に大型スーパーが乱立し価格競争を演じてるのに、芦屋町民も町外に買い物をする時代になってしまった。しかし、じり貧化していく商店街にあって、明るい未来と活性化を目指すことをぜひやっていただきたいと。スーパーA S O誘致に対する危惧する店主の多いことに私は驚きました。やってみなければわからないというあきらめに似た声も聞きます。

私は今回のスーパー誘致に、芦屋町はどのような判断に基づいて決めてこれたのか、大変疑わしくなってきました。確かに人間は生きていく上には、食料品店など近くにあるのは当然でしょう。今回の誘致の進め方に、ぜひ住民の生の声を聞いていただきたい。余りにも性急し過ぎたのではないかと思います。先ほどの委員会で、建物の図面、そして地質調査のデータ、造成工事の計画図面、それが明らかにされずして、どうして1,000万円の造成工事予算案を審議することができましょうか。

3番目に、町民の皆様方に今後どのようなことを望みますかということについても話し込みました。巡回バスの買い物バスを増加し、商店街の便をふやしてほしい、活性化してほしい、駐車場、朝市、道の駅、地産地消の店など、またイベント場所として有効を図ったらどうかと。本当の買い物難民解決のため、高齢者や障がいを持つ家庭に配達する、今現在配食サービスがありますが、そういうようなものを日用品や食料品を運んで、車配達システムの確立、空き店舗の活用と助成、高齢者、若いお母さんによる手芸、子育て支援コーナー、健康サークル、生き生き健康づくり、生涯学習の場、農業、漁業生産直売場所、観光案内所の場所にして、町民が喜んで商店街に来るような策を図るべきだ。専門家とコーディネーターを交えて市場調査とともに、商工会役員、店主、観光協会、町住民との連携協議会、座談会、ワークショップなどを行うために、まちづくり推進室の設置を早急にやっていただきたいと。にぎやかで、高齢化社会に優しいコンパクトなまちづくりを目指してほしいというように話でございました。ある店においては1時間話し込みました。電話の本数は約5

0本、そして面接15件、お店は13件です。町民のスーパー誘致に関するニーズ、本当にコンセンサスは整っているのかと。スーパー誘致に関する市場調査や住民説明会は行われたのか、住民の思いや商店主の思いから乖離しているのではないかと。さまざまな疑問点が、私には町民の皆様と面接すればするほど沸き上がってきます。

るる述べましたが、スーパー誘致は中心市街地活性化、ひいては芦屋町の活性化の命運を分ける大事業だと思います。また、財政、経済に大きな影響を及ぼすものと考えます。したがって、造成工事費用1,000万円の案を可決し、住民の意向に反した施策であったとするならば、そしてそれが失敗した場合には、町長だけでなく私たち議会議員も責任を問われます。今回のように住民の意向を十分に聞かずして、私はこの議案に、賛否に応じることは、町民に対する背信行為ではなかろうかと、私はつくづくそう、町民や商店街の皆様と話すことによって、賛成することができないというふうな思いでいっぱいです。まだまだ商店街の皆さんや地域住民、町民のスーパー誘致に対する生の声、町民の意向を聞くチャンスはまだあります。したがって、その間、船頭町駐車場活用事業造成工事の工事請負費の1,000万円を見送るためにも、37号議案を賛成すべきではないのではないのでしょうか。

以上、議案37号議案に反対し、反対討論を終わります。ありがとうございます。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございませんか。貝掛議員。

**○議員 5番 貝掛 俊之君**

5番、貝掛でございます。議案第37号平成23年度一般会計補正予算第1号について、賛成の立場から討論いたします。

このたびの補正予算には、船頭町の駐車場の造成工事が計上されておりますが、今後の有効な土地利用を図るため段差を解消していこうというものであり、船頭町駐車場の有効活用の視点からとらえると、推進していくべき事業と考えます。そしてまた、平成19年2月にハローデイが撤退し、あわせて商店街に空き店舗も増加しており、お買い物をされる皆様にとっては大変な不便な状況となっているとともに、町内での購買力が町外大型店舗に流出するなど、商工業者の皆様にとっても悪い影響が出ております。

そしてまた、客観的なご意見でございますが、先ほど妹川議員が掲示されました芦屋町コミュニティ活動状況調査、これの結果報告が平成22年の1月になされております。その中で、やはり皆様が最も満足してない状況の中で、最も満足してないことは、芦屋商店街などの中心市街地の整備ということが上げられております。そしてこの抽出は、2,000のうち回答数が1,050、その中でいろんな意見が商業についてもなされております。その中にやはり一番多いことが、何とか芦屋町に快適な買い物空間をつくってもらいたい。スーパーを誘致してあるいはつくってもらいたいという声が多数ございます。

そして、私は平成19年度初当選したわけでございますけれども、それ以降ずっと皆様方の買い物環境を提供するために執行部のほうに何とかスーパーを誘致しよう、強く要望してきた立場でもございます。それを受けて執行部は、いろいろと努力してこられたことと思いますが、その中で、マスタープラン、このたび3月議会にマスタープランを策定して議会で可決されたわけでございますが、その中の基本方向として、船頭町駐車場の活用で、住民の生活利便性の向上と商工業振興が掲げられております。これは、我々議会が議決したマスタープランでございます。

また、過疎自立促進計画、平成22年9月に策定し、おりますが、その中の商業

のところに、魅力ある商店街を形成するために、船頭町駐車場に商業施設スーパーマーケット等を誘致し、住民に利便性と快適な買い物空間を提供すると記載されております。これは過疎から脱却するために芦屋町が策定しました。そして、これを議員のほうに、皆さんどうですかとお伺いを立てて、我々議員が賛成して策定された計画でございます。

以上のことから、今後の芦屋町の活性化を図るために造成工事は必要なものと考え、私は議案第37号平成23年度一般会計補正予算（第1号）について、賛成をいたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。私は、今議会に提案されている補正予算案に対して、賛成の立場で討論します。

この補正予算案に、今回船頭町駐車場の造成工事の予算が上げられています。芦屋町の中心市街地に、核となる商業主を誘致するための手続にのっとった案件です。これについて、ただいま貝掛議員より町民一般の消費者の立場、意見について説明がありました。私は正門通り商店街で、店舗を構える店主の一人として、町民の皆さんや同僚議員さんに訴えたいと思います。

平成19年2月に芦屋町の中心市街地に位置し、正門通り商店街の顔であったスーパーハローデイが町民に惜しまれながら撤退しました。それからの商店街の衰退は著しいものがあります。私はこの間、ハローデイ跡に後継テナントを誘致しようと何度も何度も試んできました。高い設定の家賃と人気の出ない店舗に新たに設備投資と築30年を超える建物の擁壁の補修に、合わせて1億4,000万相当かかるということで、全くまとまらない話でした。

この数年間、さまざまな状況が変化しております。芦屋町近郊に大型激安店が相次いで開店したことにより、交通手段を持たないお年寄りが郊外店へバスを乗り継ぎ、タクシーで乗りつけ、買い物に向かっているという現状があります。また、鑄鍛鋼団地に住む働き世代のファミリーが、かじやがあるところは便利がよく、自宅のマイカーは1台でよかったが、今は嫁さんに車が必要になり、それなら郊外店、量販店近くに引っ越すという、こういったケースがあります。現にハローデイが撤退してからの鑄鍛鋼団地の空き家数がふえているという実状があります。また、どちらかに先立たれた、残されたお年寄りが不便さの余り、都市部の息子夫婦のところへ行ってしまったなどと、どれだけの人口流出が起きているのでしょうか。今、反対されている人たちの中で、はまゆう団地や江川台の人たちには用のないスーパーや商店街だという意見を聞きました。それらの人は、町の中心市街地の活性化に対してはどうお考えになるのでしょうか。核となる店舗を望んでいる店主の声は届いているのでしょうか。

商店街の中核となるスーパーが来ることで、人の流れが生まれてきます。僕ら店主はこれを勝機ととらえ、それぞれの事業努力をして生き延びていきたいと思えます。既存スーパーや地元商店が閉店に追い込まれたらどうするのか、そういう心配する一部の声もあります。既存店やハローデイ出店へのアプローチをしたにもかかわらず、今までよい返事がもらえなかったと聞いています。古くからの地元商店はハローデイがあったときから今日まで生き残っています。それぞれのお店が今も頑張って営業しているのは、そこにしかないオリジナル商品、独自の商品を持って

いることや、店主の気持ちのよいサービスがあり、あの店で買ってあげようという気持ちにさせる。営業の努力のたまものではないかと思います。

自宅までの配達やご用聞きなどをしてくれたりと、お年寄りの配慮はうれしいではないですか。また、スーパーの強みは、牛乳、卵、トイレトペーパーなどの日配品を大量に仕入れ、販売することで集客を図るということです。それぞれの商店は何ら影響を受けることなく、それぞれの特色を生かした営業展開をすればいいのです。そして商店、そして心配なのは駐車場の問題があります。今まで商工会が管理していたので、商店街利用者はほとんど無料でできた利点があります。今度来ることになっているスーパーは、昼も夜間も駐車場を商店街を利用する一般客に対し、開放してくれるということです。こちらはぜひ、確約していただきたいと思います。

そして、私から提案もあります。今回予算案が通れば、工事が始まります。工事期間中、商店街利用のお客さんに対し、20台程度の駐車スペースを用意することになりました。それは、夜間も同様ということですが、週末になればとても20台では足りない状況です。迷惑駐車のトラブルも予想されます。また、町外からの顧客を抱えるお店にとっては死活問題であります。僕は、中央公園を夜間開放していただけたらと思います。そして、既存スーパーへの配慮としまして、今年度中央公園のリニューアルが検討課題として上がっています。町民の利便性を考えた公園づくりに着手することですが、新規スーパーと中央公園と既存スーパーとの垣根を取り、行き来しやすい動線を確認したプロムナードを形成してほしいと思います。既存スーパーを生かし、中央公園、新規スーパー、そして商店街と新たな中心市街地が生まれ、かつてのにぎわいが戻ってくれることを切に願うものです。これから5年後、10年後と団塊の世代の方が本格的な老齢期に入れば、今後ますます交通手段を持たない買い物難民さんが増加するだろうと予想されます。そのときになって、どうこうするのではなく、早い段階で策を講じて対処する、今回の誘致は方向性としては間違っていないと思います。そのころには中核となる新しい店舗が採算ペースに乗っていけるよう、官民挙げて協力していきたいと思っています。

以上をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。内海議員。

○議員 2番 内海 猛年君

2番、内海でございます。議案第37号平成23年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算には、先ほどから出る出ておりますように、船頭町駐車場活用事業の造成工事の予算が計上されております。これは、先ほどから出てますスーパーの誘致のための造成であるという前置きでございます。

船頭町の活用につきましては、平成4年に発足いたしました芦屋町商業振興調査研究委員会による調査研究後、核となる店舗の誘致と地元業者による共同店舗事業が採択され、事業推進に取り組んでこられました。商業者の総意を取りつけることができず、平成13年度に計画は断念されております。そして、現在まであそこは駐車場として活用されております。その間、商工会等々いろいろ調整をされて、有効活用を図ってこられましたけども、なかなか手だてがないという現状でございます。私も平成20年から担当課長しておりました。その折にも商工会と調整をしながら事業推進ができないだろうかという、そういうのしてまいりましたけども、なかなか手だてがないというのが現実でございます。

また、この当該地域は芦屋町の中であって、ただ一つの商業地域に指定されており、地域における商業振興はまちづくりの中で大変重要なものを占めていると思います。このようなことから、町としては町長の手紙や住民アンケートの結果、住民の要望が多いと、また商工部会からの切なる要望とあわせて、この地域の活用を町長としては決断されたものと思っております。もし、ここでこれが頓挫しますと、また何年今のまま放置されるか、私も危惧してるところであります。先ほどから上げておりますように、この地域アンケート、芦屋町コミュニティ活動状況調査結果報告書、私も読ませていただきました。担当課長でもありましたので、内容は分かると思っておりますけども、たくさんの意見が出ております。賛成する方も中には反対する方もおられると思っておりますけど、やはり賛成の意見が多い。買い物に困っているという声を多く聞きます。その中で、ぜひとも進めていただきたいと思いますと思っております。

それから、商工会との調整でございますが、平成21年に行政、議会、商工会と、行政合同懇談会が開催されております。これには、私も出席いたしております。商工会からは、町内購買力は消費者ニーズにこたえられないため町外へ流出していると、スーパーの進出は町民の買い物の利便性、向上が期待できるとともに、中心市街地のにぎわいが復活すると同時に、周辺商店への波及効果も期待できるということで、スーパーの誘致を強く要望されております。これより、多くの住民の声や商工会の要望、また第4次及び第5次マスタープランでも船頭町駐車場の活用について、住民の生活利便性の向上や商業振興が掲げられておりますので、町の基本方向と一致する事業であると思っております。

今回の補正予算は、有効な土地利用を図るため、当該土地の段差を解消するための造成工事であり、ぜひとも実施しなければならない事業と思っております。つきましては、当該地域核となる店舗の誘致とともに、本予算に対して賛成の討論といたします。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

ほかにございますか。辻本議員。

**○議員 7番 辻本 一夫君**

7番、辻本です。議案第37号補正予算（第1号）の中で、船頭町駐車場造成工事について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私は議員に当選した平成19年4月でございますが、その2カ月前にハローデイが撤退したばかりでありました。その当時、それまで利用されていた高齢者を含む消費者の多くの方々からは、日常の買い物に本当に不便だと、車がないから本当に困っているという、そういう声が多く聞こえました。私は、商工会在任中、商工会として、今、内海議員からも話がありましたが、平成12年度まで長年にわたって商業集積計画として、町内業者だけの共同店舗をつくっていかうやないかとか、パティオ事業計画実現させようと、そういったことで提言をし、検討されておりましたけれども、さまざまな資金投資的なものを含めて、さまざまな要因から計画を断念してしまいました。

当時、皆様ご存じのように、景気の低迷が非常に長く続いている中において、私は4年前の初めて9月に一般質問させていただきました。そのときに、町長に対して、もう民間の手では商業集積計画の実現は無理だと思いますと、したがって、行政として元気なまちづくりを目指した積極的な取り組みが必要である旨の質問をさ

せていただきました。もともと、この船頭町駐車場の活用計画への取り組みは、三十数年前にさかのぼるわけですが、この船頭町駐車場地は本当に町の中心地域に位置しており、商工会で購買力の流出に歯どめをかけるために、商業基盤整備の一環として、何とか地元商業者でまとまってやれないかという思いから、国、県の補助事業を受けて検討してまいりましたし、それがだめになって、行政でも住民や議会代表も含めた、今、内海議員が申されました商業振興調査研究委員会で、芦屋町の中心地域の活性化策が検討されてきたのであるということ。

2点目は、芦屋町の用途地域の中で、唯一の商業地域となっていること。

3点目は、まちづくり、町のにぎわい創出の視点から、商店街と一体となった取り組みが、商店街の活性化にも好影響を及ぼすものであるという考えで、商業施設計画地域としての取り組みであったということでもあります。私は、このようなことから、今回町民の方々のニーズに対応するための船頭町造成工事については、昨年核店舗の誘致計画における公募の経過など、議会にも説明報告なされてきておりますし、最近マミーズとの引き合いが出されておりますけれども、その企業同士の競合の話と今回の核店舗誘致の計画の話は次元が違う話だと私は思っています。

したがって、私は、核店舗を中心とした商店街の活性化が図られるチャンスであり、消費者への利便性向上は、買い物環境の充実と住みよいまちづくりの観点からも必要な取り組みであり、早急な計画実現に全力を注いでいただきたいという思いから、本事業の予算についての賛成をするものであります。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。益田議員。

○議員 11番 益田美恵子君

私は唯一車に乗らない者でございますので、やはり買い物は一番苦慮しているところでございます。私も浜口に住んでおりますので、雨の降る日等はバスで来るとかいうのがございますが、普段は自転車で今しんえいまで、マミーズまで行かせていただいております。

やはり今、先ほどからご質問が反対の中にもありましたけども、栗屋、大城の方は、以前はかじやまで来てただけけれども、今マミーズまでタクシーで行くのと、それから遠賀、水巻にタクシーで行くのは余り変わらないので、向こうに品物がそろるので向こうのほうに行きますっていうお声も出ております。私は、町外に流出する皆さんをいかに芦屋にとどめるかという、足をとどめて、商店の活性化につなげていくかっていうことが、大きな今後の課題になろうかと思えます。それには、やはり高齢化社会になりますし、今車でおいでになってる方もいずれは高齢化を迎えるのでございますので、やはり芦屋町においては以前からも審議されておりますように、車の巡回をもっと便利のいいように、今、タウンバスは遠賀川まで行っておりますが、いずれ北九州市営バスが来年度は「はまゆう路線」のほうも撤退するような方向性になっているようでございますし、そういった全体の中で足の確保をやりながら、なおかつこの商店のほうにも、お買い物ができる体制づくりを町全体で考えていけば、私は活性化につなげていくことができると、このように思うものでございます。

当時、浜口にセブンイレブンがございまして、反対側にローソンができるときに、私セブンイレブンさんにお聞きしました。ローソンができたら大変ですねって言ったら、「いいえ、競合していいんですって。向こうにできることによって、向こう

にないものはこちらに來たり、こちらに商品がないものはローソンに行ったりで、競合することがいいことで、できたことは大変喜ばしいことです」って私聞いて、そんなものかなあ、私の素人の判断では、ローソンができることによってお客が減るんじゃないかという心配をしておりましたら、いえ、そうではないんですって。そういえば必ずセブンイレブンとローソンっていうのは近くにあるなっていうことを私実感しているところでございますが、だからマミーズの皆様の声としては、今度新しいスーパーができれば、マミーズのほうもつぶれるではないか、働いてる人が職をなくすではないかという、いろんなご意見も私も伺っておりますが、何としてもつぶれない方策を互いに競合しながら、生き残っていく策を芦屋の活性化のために、何としても生き残りをかけていただいて、よそからでも、それこそ道の駅とかいろんなものができれば、よそからでもどんどんお客様行っているわけです。そういったように、芦屋町に魅力あるものができていけば、よそからでも他町からでもおいでになるのではないかと。かじやのときは割と安かったのも、水巻からでもバスに乗って買い物に来てますという、バスに乗ってとおっしゃってましたので、やはり魅力があれば、よそからでも来ていただけるのではないかな。

このように、いろんなそりゃあ議論はございますけれども、私も買い物する車に乗らない者の一人として、この議案第37号には、今後の不安なこともいろいろ、もういろいろ私もお話を聞いておりますから胸が痛いんではございますが、何としても活性化につなげていく方向性、だめ押しするんじゃないかと、明るい材料をどうすれば見出していけるかという方向に向かって、一体となって、行政、議員、また町民も一体となって進めていく必要があるかと思っております、37号に賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、以上で討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。まず、日程第1、議案第35号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第35号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第36号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第36号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第37号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第37号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第38号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第38号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第39号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第39号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第40号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第40号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、承認第2号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、承認第2号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、承認第3号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第3号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、承認第4号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第4号は原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、承認第5号について、委員長報告のとおり原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第5号は原案を承認することに決定いたしま

した。

次に、日程第11、請願第1号について、委員長報告のとおり原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、請願第1号は原案を採択することに決定いたしました。

次に、日程第12、発議第4号について、議会運営委員長から閉会中の審査付託をされるよう、要望がなされております。つきましては、これを要望のとおり議会運営委員会に閉会中の審査を付託することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の審査について、それぞれ再付託の申し出がなされております。つきましては、これを申し出のとおり再付託することといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で採決を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第13、同意第4号の議案については、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。そこでいい、ぎっくり腰ですので、自席からお願いします。

○町長 波多野茂丸君

申し訳ございませんが、自席において提案させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、連日のご審議大変ご苦労さまでございます。早速でございますが、本日追加提案いたしております人事議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

同意第4号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきまして、安高俊光氏の任期が平成23年6月21日をもって満了となりますので、安高氏を再度選任いたしたく議会の同意をお願いするものです。安高氏は平成14年6月に固定資産評価審査委員会委員に就任され、委員として適任でありますので、どうぞよろ

しくお願い申し上げます。

以上、簡単であります。提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第13、同意第4号については、人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

お諮りします。日程第13、同意第4号について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、同意第4号は原案を同意することに決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて平成23年芦屋町議会第2回定例会を閉会いたします。

長い間のご審議、お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を行いたいと思っておりますので、第3委員会室にお集まりください。

午前11時10分閉会